

東京都北区放課後子ども総合プランの運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年八月七日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第七十六号

東京都北区放課後子ども総合プランの運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区放課後子ども総合プランの運営に関する条例施行規則（令和五年十二月東京都北区規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一滝野川第三小学校放課後子ども総合プランの項中「東京都北区滝野川一丁目十二番二十七号」を「東京都北区十条仲原四丁目五番十七号」に改める。

付 則

この規則は、令和八年九月一日から施行する。

東京都北区営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年八月二十一日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第七十七号

東京都北区営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区営住宅条例施行規則（平成十年二月東京都北区規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第三号及び第四号を削り、同条第二項中「前項第三号」を「条例第六条第五号」に改め、同条第四項中「第一項第四号」を「条例第六条第六号」に改める。

第七条中「請書」の下に「（条例第四十四条の二に規定する定期使用許可に係るものを除く。）」を加える。

第九条中「通知」の下に「（条例第四十四条の二に規定する定期使用許可に係るものを除く。）」を加える。

第十六条第一項第一号中「含む。」の下に「以下同じ。」を加える。

第二十九条の次に次の八条を加える。

（条例第四十四条の二第一項の規則で定める年齢及び世帯構成）

第二十九条の二 条例第四十四条の二第一項の規則で定める年齢は、四十歳未満とする。

2 条例第四十四条の二第一項の規則で定める世帯構成は、次に掲げるものとする。
一 次のいずれかに該当する世帯構成であること。

ア 使用申込者及び配偶者

イ 使用申込者、配偶者及び子

ウ 使用申込者及び子

二 同居しようとする者が四十歳未満の者であること。

3 前二項の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認める場合は、別に定めることができる。

（定期使用許可に係る期間等）

第二十九条の三 条例第四十四条の二第一項の規則で定める期間は、十年間とする。

2 条例第四十四条の二第一項ただし書の規定により規則で定める使用者又は配偶者の子は、入居時から同居する者、第十二条第二項の規定により同居を許可された者又は第十四条第一項の規定による提出があり同居する者（以下「延長判定対象同居人」という。）とする。

（定期使用許可に関する説明）

第二十九条の四 条例第四十四条の二第四項の説明は、別記第三十四号様式の二による定期使用許可に関する説明書を交付することにより行うものとする。

（定期使用許可に係る請書）

第二十九条の五 条例第四十四条の二第四項の説明を受けた使用決定者が、条例第十二条第一項第一号の規定により請書を提出する場合は、別記第三十四号様式の

三による請書（定期使用許可用）によらなければならない。

（定期使用許可に係る住宅使用許可書）

第二十九条の六 区長は、条例第四十四条の二第一項の規定により区営住宅の定期使用許可をする場合において、条例第九条第三項の規定によりその旨を通知するときは、別記第三十四号様式の四による区営住宅使用許可書（定期使用許可用）によるものとする。

（定期使用許可に関する説明を受けた旨の証明）

第二十九条の七 条例第四十四条の二第五項の規定による書類の提出は、別記第三十四号様式の五による定期使用許可に関する承諾書により行わなければならない。

（定期使用許可期間満了通知書）

第二十九条の八 条例第四十四条の二第六項の通知は、別記第三十四号様式の六による定期使用許可期間満了通知書により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、延長判定対象同居人が死亡又は転出したことにより、当該延長判定対象同居人が死亡又は転出しなかったときの期間が満了する日が変更となる場合の取扱いについては、区長が別に定める。

（定期使用許可に係る使用承継の申請）

第二十九条の九 条例第四十四条の二第一項に規定する定期使用許可について、条例第十四条第一項の規定により区営住宅の使用の承継の許可を受けようとする者

は、別記第三十四号様式の七による住宅使用承継申請書（定期使用許可）を区長に提出しなければならない。

2

第十五条第二項及び第十六条の規定は、前項の住宅使用承継申請書の提出があった場合について準用する。この場合において、第十五条第二項中「区営住宅使用権承継許可（不許可）決定通知書（別記第十四号様式）」とあるのは「別記第三十四号様式の四による区営住宅使用許可書（定期使用許可）」と、第十六条第三項中「条例第十二条第一項第一号の手続を」とあるのは「別記第三十四号様式の三による請書（定期使用許可）を提出」と読み替えるものとする。

別記第二号様式(表)を次のように改める。

第 2 号様式（第 4 条関係）
（表）

区 営 住 宅 使 用 申 込 書

年 月 日
東京都北区長 殿

抽せん番号

番

私は、北区営住宅条例に基づく区営住宅を使用したいので、申し込みます。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき又は申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、使用決定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。

また、許可の上は、申込者（同居する者を含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。

暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

郵便番号

〒

区内居住年数

年

現 住 所

北区

丁目

番

号

様方・荘

アパート（マンション）

号室

電話番号

自宅

携帯電話

フリガナ

氏 名

生 年

年 月 日

フリガナ

外国人の場合には通称名

月 日

（満 歳）

定期使用住宅希望（希望の場合は☑）

☐ 定期使用住宅への申込みを希望します。

世帯（親族）の構成（住宅に入ろうとする家族）								
住 宅 に 入 ろ う と す る 家 族	フリガナ		続柄	生 年 月 日 (年 齢)	所 得 等			勤務先名等現在働いている職場又は学校などの所在地及び名称
	氏 名	氏 名			所 得 金 額	特 別 控 除 額 (個 人 用)	差 引 額	
	申 込 者	本 人			円	円	円	名称 勤続年数 年 電話 ()
				年 月 日 (歳)	円	円	円	名称 勤続年数 年 電話 ()
				年 月 日 (歳)	円	円	円	名称 勤続年数 年 電話 ()
				年 月 日 (歳)	円	円	円	名称 勤続年数 年 電話 ()
				年 月 日 (歳)	円	円	円	名称 勤続年数 年 電話 ()
計	名	差 引 額 の 計			円			※遠隔地扶養の人数とは、入居しないが、申込者又は同居親族の所得税法上の扶養親族の人数。
遠隔地扶養の人数 ※	名	特 別 控 除 額 (世 帯 用)			円			
あなたの世帯の家族数	名	あなたの世帯の所得金額（特別控除後）			円			

◎あなたの世帯で特別控除を受ける方がいる場合には、特別控除の対象となる方の氏名を下欄に記入してください。
(障害者は障害の程度も)

特別控除（個人用）		特 別 控 除 （世 帯 用）			
氏 名	寡婦又はひとり親	老 人 扶 養	特 定 扶 養	障害者又は特別障害者	障害の程度
					種 級 度
					種 級 度
					種 級 度

別記第三十四号様式の次に次の六様式を加える。

第34号様式の2（第29条の4関係）

定期使用許可に関する説明書

使用決定者	住 所	
	氏 名	様

年 月 日

東京都北区長

印

下記住宅の使用を許可するに当たり、東京都北区営住宅条例第44条の2第4項の規定に基づきあらかじめ次のとおり説明します。

下記住宅の使用許可は、その更新がなく、かつ、期間の満了によってその効力が失われますので、必ず期間が満了するときまでに下記住宅を明け渡さなければなりません。

記

所 在 地	
住 宅 名	
使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで （ただし、使用者又は配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者及び東京都北区営住宅条例施行規則第3条の2各号に掲げる者を含む。）の子で入居時から同居する者、同規則第12条第2項の規定により同居を許可された者又は同規則第14条第1項の規定による提出があり同居する者のうち最も年少の者が義務教育を終了する日が、使用許可日から10年を経過した日以後に到来する場合は、その日まで。）

第34号様式の3（第29条の5、第29条の9関係）

請 書（定期使用許可用）

年 月 日

東京都北区長 殿

使用者は、下記住宅の使用許可を受けた上は、東京都北区営住宅条例及び東京都北区営住宅条例施行規則並びにこれに基づく指示・命令を守ります。

また、万一使用料等を滞納した場合は、緊急連絡先に滞納の事実を告げられても異議ありません。

記

使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで (ただし、使用者又は配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者及び東京都北区営住宅条例施行規則第3条の2各号に掲げる者を含む。）の子で入居時から同居する者、同規則第12条第2項の規定により同居を許可された者又は同規則第14条第1項の規定による提出があり同居する者のうち最も年少の者が義務教育を終了する日が、使用許可日から10年を経過した日以後に到来する場合は、その日まで。)
※ 使 用 料 等	使用料 月額 円 近傍同種の住宅の家賃 月額 円
※ 建物表示	所 在 地 北区 丁目 番 号
	住 宅 名 北区営 アパート 号棟 部 屋 番 号 号室
	構 造 規 格 造 専有面積 m ² 間取り

使用 者	現 住 所	北区 丁目 番 号 (電話)
	氏 名・印 生 年 月 日	印 (生年月日) 年 月 日生

緊急 連絡 先	現 住 所	丁目 番 号 (電話)
	氏 名・印 生 年 月 日	印 (生年月日) 年 月 日生
	使用者との 関 係	1 親 2 子 3 兄弟姉妹 4 その他親戚 5 勤務先関係 6 知人 7 その他 ()

備考 1 ※印欄は、記入しないこと。

2 緊急の際には、緊急連絡先に記入いただいた方に連絡する場合があります。

3 使用者が使用料等を滞納した場合には、緊急連絡先に記入いただいた方を経て、使用料等を請求する場合があります（緊急連絡先に記入いただいた方へ使用料等を請求することはありません。）。

第34号様式の4（第29条の6、第29条の9関係）
（表）

区 営 住 宅 使 用 許 可 書（定期使用許可用）	
様	第 年 月 号 日
東京都北区長 印	
下記のとおり、区営住宅の使用を許可します。	
記	
住 宅 所 在 地	北区 丁目 番 号
住宅名・部屋番号	北区営 アパート 号室
使 用 者 氏 名	
使 用 料 等	使用料 月額 円 近傍同種の住宅の家賃 月額 円
使用料の減額又は免除の有無	
使用料の減額又は免除の基準及び期間	
保 証 金	円
同 居 世 帯 員 数	人
使用許可期間	年 月 日 から 年 月 日まで （ただし、使用者又は配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者及び東京都北区営住宅条例施行規則第3条の2各号に掲げる者を含む。）の子で入居時から同居する者、同規則第12条第2項の規定により同居を許可された者又は同規則第14条第1項の規定による提出があり同居する者のうち最も年少の者が義務教育を終了する日が、使用許可日から10年を経過した日以後に到来する場合は、その日まで。）
許 可 条 件	東京都北区営住宅条例及び東京都北区営住宅条例条例施行規則並びにこれに基づく指示・命令を守ること。

(裏)

区営住宅使用許可条件の主な内容

区営住宅使用許可条件の主な内容は、次のとおりです。

- 1 入居の際の同居者以外の者は、入居しないこと。入居の際の同居者以外の者を同居させようとするときは、別に住宅同居申請書を区長に提出し、区長の許可を受けること（使用者が移転するときは、同居者は、これと同時に転出すること。）。
- 2 使用者（使用者が死亡した場合は、同居者）は、使用者又は同居者に、出産、死亡又は転出の事実があった場合は、速やかに住宅世帯員変更届を提出すること。
- 3 使用者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該使用者と同居していた者が引き続き当該区営住宅を使用することを希望するときは、別に住宅承継申請書を区長に提出し、区長の許可を受けること。
- 4 使用を許可された者は、許可の日から15日以内に入居すること。
- 5 使用者は、区営住宅を他の者に貸し、又はその使用の権利を譲渡しないこと。
- 6 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者は、別に区長に申請し、区長の許可を受けること。
 - (1) 区営住宅の模様替えその他区営住宅に工作を加え、又は区営住宅の敷地内に工作物を設置する行為をしようとするとき。
 - (2) 区営住宅の一部を住宅以外の目的に使用しようとするとき。
- 7 使用者の責めに帰すべき事由により区営住宅又は共同施設を滅失し、又はき損したときは、使用者は、これを原形に復し、又はこれに要する費用を賠償すること。
- 8 次の費用は、使用者が負担すること。
 - (1) 畳の表替え、破損ガラスの取替えその他の軽微な修繕に要する費用
 - (2) 給水栓その他付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用
 - (3) 電気、ガス及び上下水道の使用料
 - (4) じんかいの処理並びに排水の消毒及び清掃に要する費用
 - (5) 共同施設、エレベーター及び給水施設の使用並びに維持に要する費用
 - (6) 前各号に掲げるもののほか区長の指定する費用
- 9 使用料（付加使用料を含む。）は、必ず毎月末日までにその月分を支払わなければならない、滞納しないこと。
- 10 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、住宅の明渡しを請求できること。
 - (1) 不正の行為により入居したとき。
 - (2) 正当な事由がなく使用料を3月以上滞納したとき。
 - (3) 正当な事由がなく1月以上区営住宅を使用しないとき。
 - (4) 区営住宅又は共同施設を故意に損傷したとき。
 - (5) 条例第13条、第14条及び第25条から第30条までの規定に違反したとき。
 - (6) 住宅を取得したとき。
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき（同居する者が該当する場合を含む。）。
 - (8) 区営住宅の借上げの期間が終了するとき。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、区長が区営住宅の管理上必要があると認めるとき。
- 11 使用者は、使用許可の期間が満了するときまでに住宅を明け渡すこと。
- 12 使用者は、住宅を返還しようとするときは、返還しようとする日の14日前までに住宅返還届を区長に提出すること。この場合、模様替え、増築部分又は工作物等は、自己の費用で原形に復すること。

なお、住宅返還届の提出が遅れた場合は、提出日の翌日から起算して14日目が退去日となり、その日までの使用料を納めること。

第34号様式の5（第29条の7 関係）

定期使用許可に関する承諾書

年 月 日

東京都北区長 殿

使用決定者は、東京都北区営住宅条例第44条の2第5項の規定に基づき、定期使用許可に関する説明書の交付を受けるとともに、下記事項についての説明を受けたことを証明します。

記

説 明 事 項		1 下記住宅の使用許可は、その更新がなく、かつ、期間の満了によって当該許可の効力が失われること。 2 期間が満了するときまでに、下記住宅を明け渡さなければならないこと。
所 在 地		
住 宅 名		
使 用 期 間		年 月 日 から 年 月 日 まで （ただし、使用者又は配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者及び東京都北区営住宅条例施行規則第3条の2各号に掲げる者を含む。）の子で入居時から同居する者、同規則第12条第2項の規定により同居を許可された者又は同規則第14条第1項の規定による提出があり同居する者のうち最も年少の者が義務教育を終了する日が、使用許可日から10年を経過した日以後に到来する場合は、その日まで。）
使用決定者	住 所	
	氏 名 生年月日	印 年 月 日生

定期使用許可期間満了通知書

年 月 日

住 所	
使 用 者 氏 名	様

東京都北区長 印

東京都北区営住宅条例第44条の2第6項の規定に基づき、次のとおり通知します。
年 月 日付 第 号で使用を許可した下記住宅については、
期間の満了により許可の効力が失われますので、期間が満了するときまでに住宅を明け
渡してください。

記

所 在 地	
住 宅 名	号室
使用許可期間満了日	年 月 日 から 年 月 日 まで ※現在、届出いただいている世帯状況に基づいた使用許可期間満了日です。世帯状況に変化があった場合は、この限りではありません。

第34号様式の7（第29条の9関係）

住宅使用承継申請書（定期使用許可用）

年 月 日

東京都北区長 殿

住 宅 名 ・ 部 屋 番 号	北区営 アパート 号室
現 使 用 者 氏 名	㊞
承 継 者 氏 名	㊞

私は、下記住宅の使用の権利及び住宅の債務を承継したいので申請します。

なお、申請者（同居する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。

また、許可の上は、申請者（同居する者を含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。

暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

記

現使用者との続柄	
承継者がこの住宅 に居住した期間	年 月 日から 年 月 月間 年 月 日まで
承継後の世帯員数	人
承 継 の 理 由	

（注）次の書類を添付してください。

- 1 請書（定期使用許可用）（第34号様式の3）
- 2 承継者が現使用者の配偶者及び3親等内の血族又は姻族の場合は、戸籍謄本
- 3 承継者が現使用者とパートナーシップ関係の場合は、東京都北区において別に定めるところによりパートナーシップの宣誓を行ったことを証する書類
- 4 承継者が同居の許可を受けて居住している場合、同居許可決定通知書（第10号様式）
- 5 承継者及び同居世帯員で収入のある者については、住民税課税証明書等の収入が分かる書類
- 6 現使用者氏名欄について、使用者が死亡した場合は、押印は不要です。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区営住宅条例施行規則別記第二号様式の規定により調製した用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができ。

東京都北区立ふれあい館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

令和八年八月二十四日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第七十八号

東京都北区立ふれあい館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

東京都北区立ふれあい館条例の一部を改正する条例（令和七年十月東京都北区条例第三十九号）付則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、令和九年九月一日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区立公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

令和八年八月二十五日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第七十九号

東京都北区立公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
第十三号）付則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、令和八年九月十二日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。